

令和8年度第4回士別市教育委員会会議録

1. 日 時 令和8年7月28日（火）午後1時30分～午後3時10分
2. 会 場 士別市教育委員会 会議室
3. 出席者 教育長 泉 山 浩 幸 生涯学習部長 丸 徹 也
職務代理者 馬 場 千 晶 学校教育課長 佐 藤 寛 之
委 員 山 田 敦 久 社会教育課長 阿 部 敦
委 員 多 田 千 鶴 スポーツ推進課長 徳 竹 貴 之

4. 議 件（発言者、議事要旨及び議決事項）

1 教育長挨拶

【各種イベント等について写真などを用いて説明】

皆さんお疲れさまです。7月はハーフマラソンやスポーツ関係の行事などで目白押しでした。早いもので学校は夏休みに入りました。学校では1学期を振り返る時期であり、教育委員会としても、昨年度から取り組んできたことを振り返りながら、各業務を進めてまいりますので、教育委員の皆さんからのご意見・ご助言をお願いします。

先日、ジュニアジャンプ大会に参加してきました。小学生、中学生が頑張っています。毎日汗をかきながらスポーツ大会を支えている方々には、頭が下がる思いです。今年も地域の方々が手作りで大会を支えている様子を見ることができました。スポーツをする人だけでなく、支える人、見る人も含めて、地域全体で大会をつくっていることを感じました。

子ども議会チャレンジ応援事業についても、1学期の終業式の日に中学1年生を対象とした任命式を行い、その後、第1回目の学習会を実施しました。初回は、初めて顔を合わせる子どもたちもいることから、アイスブレイクを行い「チクチク言葉」や、反対に「励みになる言葉」などをみんなで考えるなどしながら、話し合いが行われていました。

昨日は、教育委員会主催の教職員研修を実施し、小・中・高等学校の教職員、関係機関、市役所職員など、約50人が参加しました。冒頭の挨拶では「マインドセット」、自分自身の足りないところを認識し、それをどう埋めていくかという考え方を示し、例として、日本代表のサッカー選手が試合で一瞬の判断のズレから失点した後、「もう終わったこと」とするのではなく、自分に何が足りなかったのかを考え、そこから新たなスタートを切るという姿勢などを紹介しました。

先生方にも、学級担任として、あるいは校長、教頭として、自分にまだ足りないところがあるという意識を持ってほしいのです。自分自身では気付かないこともあるので、他人から言われて気付くことも大切であり、例えば、「あの人は行動力がある」「細かいところによく気が付く」といったことは、自分では分からなくても、周りの人はよく見ているものです。反対に、「口では言うけれどなかなか動かない」と思われている場合もあるかもしれません。そうしたことを含め、自分にはまだ伸びしろがあるという意識を持つことが重要である旨の話をしました。

また、学習指導要領の変遷についても話しました。平成10年の改訂では「生きる力」が大きなテーマとなり、その後、学校週5日制や総合的な学習の時間が導入された。当時は「ゆとり教育」と言われ、授業時数が減ったが、その後、学力低下などが指摘され、再び授業時数が増えるなどの変化がありました。現在は、タブレットやスマートフォン、AIなど、当時とは全く違う環境になっているなか、

これまでの教育は、取扱説明書を読み解く力など、既にあるものを理解する力を身に付けさせることが中心だったが、これからは、AI なども活用しながら、自分自身の考えや独自性を生み出していく力が求められています。そうした時代の変化を踏まえた研修を行いました。

全国学力・学習状況調査については、今年度も小学校の国語・算数、中学校の国語・数学について、全国平均を上回った。英語については、まだ一部の結果が出ていないため暫定的ではあるが、英語については以前から本市の課題として捉えています。

文化・スポーツの面では、子どもたち自身が企画して発表する活動なども行われており、高校生が自分たちでダンスを練習して発表するなど、先生から細かく指示されなくても、自分たちで考えて活動する姿も見られました。

いくつになっても新しいことに挑戦することが大切であり、年齢を理由に挑戦をやめるのではなく、生涯学習という意味でも、新しいことに挑戦していつもらいたい。

以上、冒頭の挨拶とします。

2 議事について

○泉山教育長 進行

議案第 24 号について説明をお願いします。

○佐藤課長

市立学校職員の服務等に関する規定の一部改正についてです。今回の改正は、国の制度改正に伴う文言整理です。学校職員が議会や裁判所等に出廷する際に、これまで「参考人等」としていたものを、「参考人、被害者参加人等」と改めるものです。国から通知があり、市の規定についても同様に改正することから、教育委員会の規定についても改正するものです。施行日は6月1日とします。

○馬場代理

被害者参加人とは何なんでしょうか。

○佐藤課長

被害者側の立場で裁判等で証言する人です。

○泉山教育長

そもそも、なぜ今の時期に改正するのか。

○佐藤課長

国の改正内容が教育委員会側に伝わってきたのが最近であり、市の規定が6月1日付けで改正することから、それに合わせている。

○泉山教育長

それでは、この件についてはよろしいでしょうか。

(全員了承)

○泉山教育長 進行

議案第 25 号について説明をお願いします。

○佐藤課長

市立学校職員の自家用車の公用使用に関する規則の一部改正についてです。学校職員が校長の許可を得て自家用車を公用車扱いとして出張等に使用する場合について、現行では原則として上川総合振興局管内に限って使用できることとしています。一方、北海道の規定では、概ね250キロメートル以内、かつ運転時間5時間以内であれば使用できることとなっているため、本市の規定も北海道の規定

に合わせる形で改正するものです。

背景としては、国の旅費制度が実費精算を基本とするように改正されたこと、JR の運賃も予約方法や予約時期等によって変動するようになったことなどがあります。

出張先が駅から離れている場合など、自家用車を使用の方が合理的な場合があります、これまで上川管内に限定していたが、現在の実態からすると範囲が狭すぎるため今回改正するもので、9 月 1 日から施行する予定です。なお、自家用車を公用使用する場合には、所定の届出を行い、車検証や自賠責保険等を確認した上で、校長が承認することとなります。

○山田委員

250 キロ、5 時間という基準はどこから出ているのか。

○佐藤課長

道の規定と同じ基準です。他の自治体についても確認したところ、おおむね 250 キロとしているところが多く、道東の方などで 300 キロとしている自治体もある。

○泉山教育長

あまり長時間運転すると疲労もあり、事故が起きた際には、公共交通機関を利用すべきだったという話にもなり得るので、最終的には校長の判断となる。道の規定に合わせることでみなさんよろしいでしょうか。

(全員了承)

○泉山教育長

それでは次に、第 26 号議案についてお願いします。

○佐藤課長

士別市外国語指導助手 (ALT) 就業規則の一部改正についてです。今回の改正は、ALT の住宅に係る家賃補助について見直すもので、これまでは、民間のアパート等を借りた場合、家賃の 2 分の 1 を市が負担するという規定でした。今回、8 月に新たに 2 名の ALT が着任する予定であり、学校職員が退去した教員住宅に適当な住宅が確保できたため、そこに入居してもらうこととなりました。教員住宅の家賃は低く抑えられており、さらにその 2 分の 1 を市が負担する必要性は低いと判断したものです。また、民間住宅について、家賃が高額になった場合でも際限なく 2 分の 1 を補助することは適当ではないことから上限を設けるものです。教員住宅については家賃補助を行わない、民間住宅については上限 27,000 円とする改正です。

○泉山教育長

上限 27,000 円は市職員の家賃補助と同額です。これについてはよろしいでしょうか。

(全員了承)

○泉山教育長

それでは次に、第 27 号議案についてお願いします。

○佐藤課長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会の事務の管理及び執行の状況について、毎年、点検・評価を行い、その結果を議会に報告するとともに公表することとなっています。

今回、評価様式が長期間改正されていなかったことに加え、評価のベースとなる「士別市教育推進の重点」の構成が 7 年度から大きく変わったことなどから、現在の様式では対応しにくくなっています。また、市全体で行政評価システムが導入され、既に各事業についての評価を行っていることから、改めて評価するとその作業が重複することになるため、今回、教育委員会の点検・評価の様式を整理

し、市全体の行政評価システムと連動させることとした。

基本的には、既に行っている行政評価の内容を転記することで、教育委員会の点検・評価を作成できるように様式を改正するものです。

○泉山教育長

これまで、同じような内容を別々の様式で評価していたため、評価のズレが生じることもあった。今回、行政評価システムとリンクさせることで、一元化していきたい。外部の有識者による評価委員会を8月3日に開催し、その後、教育委員会会議でもう一度精査する予定です。

○山田委員

新しい様式では、「評価」「達成度」など表現が変わっているが、内容自体も変わるのか。

○佐藤課長

内容自体は大きく変わるものではなく、市全体の行政評価システムで使用している表現と合わせるものです。今までは、教育委員会の様式に合わせて、記載内容を編集する作業が必要であったが、今回からは基本的に行政評価システムで評価した内容を転記すればよい形に統一化を図るものです。表記などを統一しておくことで職員の異動などがあってもわかりやすくなると考えています。

○山田委員

事業の評価区分について、「継続」「見直し」「拡大」「統合」「縮小」「廃止」などがあるが、「廃止」と「完了」はどう違うのか。

○佐藤課長

例えば、国の事業などで一定の期間をもって終了するものや、ハード事業の完成などは「完了」となる。一方、事業そのものが役割を終えたために取りやめる場合などは「廃止」となる。市の行政評価システムでは、既にこの区分で評価しているため、教育委員会の評価についても同じ区分に合わせようとするものです。

○泉山教育長

それでは、この件についてはよろしいでしょうか。

(全員了承)

○泉山教育長

それでは次に、第28号議案についてお願いします。

○佐藤課長

令和9年度から使用する高等学校の教科用図書について説明します。15ページに選定した教科書の一覧を掲載しています。これらについては、学校の教科担当者、教頭、校長が相談して選定しています。採択にあたっては、知識及び技能の活用、思考力・判断力・表現力等の観点を踏まえて選定しています。

○泉山教育長

小中学校の教科書については、上川管内で一定のルールに基づいて採択することとなっていますが、高等学校の場合は各学校で決めることができます。もちろん自由に決めるということではなく、定められた観点・根拠に沿って選定しているものです。この件についてはよろしいでしょうか。

(全員了承)

○泉山教育長

それでは次に、第 29 号議案についてお願いします。

○丸部長

多寄小学校について、3 月 27 日に、関係団体から統廃合に関する 4 項目の要望書が提出されました。その後、事務局で令和 7 年度から施行の本市小中学校適正配置計画に基づき、検討・協議してきた結果、令和 10 年度末を目途に統廃合する方向で考えています。児童数については今後も減少が見込まれており、現在の推移からすると、令和 12 年度以降、学級数や児童数が大きく減少することが見込まれる。児童数が減少することで、学校運営上の課題も大きくなることから、児童の教育環境を確保することを考え、令和 10 年度末を目途とする方向とした。

要望書は 4 項目あり、

- ①新しい学校で安心して学校生活を送れるよう、交流活動等の取組を進めること。
- ②統廃合に伴う児童の安全確保のため、具体的かつ継続的な通学手段を整備すること。
- ③十分な準備期間を確保するため、令和 10 年度末を目途として統廃合を検討すること。
- ④統廃合後の施設活用について、地域住民との協議の上、進めること。という内容です。

回答案では、学校間の交流活動を計画的に実施すること、安全・安心な通学環境を確保すること、令和 10 年度末を目途として統廃合を進めること、統廃合後の施設について関係部署と連携して検討することとしています。

今回、委員の皆さんには、統廃合の方向性と回答案の内容についてご意見をいただきたい。

また、この要望書は教育委員会宛てに提出されているが、内容を見ると地域振興や施設活用、予算など、市長部局に関係する事項も含まれています。学校の統廃合そのものは教育委員会の権限に属するが、地域振興や施設活用等については市長部局との連携が必要となるため、市長と教育委員会の連名で回答する方法も考えられます。

○泉山教育長

追加資料を見ると、令和 11 年度は 4 学級となっているが、3 学級以下になった場合の取扱いはどうなるのか。事務職員の配置なども変わってくるのか。

○丸部長

令和 12 年度までは、4 学級を見込んでおり、事務職員等の配置はあるが、3 学級では教職員定数に大きく影響する。

○泉山教育長

地域の方々から学校を統廃合したという要望が出されたからといって、教育委員会が直ちに「分かりました」と言えるものではない。学校の設置者は市であり、教育委員会である。その判断のよりどころとなるのが適正配置計画となる。

現在の適正配置計画は、令和 7 年度から令和 12 年度までの 6 年間を対象としており、この計画では多寄小学校の児童数が一定数（10 人以下）を下回ることが見込まれていないため、直ちに適正配置の対象となる学校には位置付けてはいない。一方で、今後、児童数が減少することが見込まれているため、「継続協議校」という扱いとしている。

今回、保護者や地域住民から要望書が提出されたことを受け、適正配置計画との関係を改めて整理し、市長部局とも相談しながら回答していきたい。内容について、気になるところや表現を修正すべきところなどがあれば意見をいただきたい。

また、教育長宛てに出された要望書だが、内容を見ると市長部局にも関係する。市長と教育委員会

の連名で回答した方がよいのではないかという考え方もある。事務局としてはどう考えているか。

○丸部長

4項目のうち、1項目目は学校間の交流など教育活動に関することであり、教育委員会が中心となる。2項目目、3項目目については通学や予算などが関係する。

4項目目の統廃合後の施設活用については、まちづくりや地域振興という側面が強く、市長部局の判断も必要となる。学校の統廃合自体は、教育委員会の専決事項だが、地域振興や施設活用については市長部局との連携が必要である。そのため、教育委員会だけで回答するのは適さない面がある。過去にも同様の要望書があったが、要望の宛先や内容によって、市長名で回答したケースもある。

○山田委員

結局、この要望にきちんと答えようとする、教育委員会だけでは責任を持ってないということではないか。

○泉山教育長

例えば4番の施設活用については、教育委員会だけで判断できない。現在の回答案は、教育委員会としての回答を基本に、「市長部局と連携して検討する」としている。もし連名にするのであれば、その点を含めて回答の表現を変える必要がある。

○山田委員

教育委員会としての回答案をまず示し、その上で市長部局と調整していくという方法でもよいのではないか。回答の内容自体は大きく変える必要はないと思うが、その後に発生する問題については教育委員会だけでは対応できないので、市長部局にも対応してもらう必要があるということを明確にしておけばよいと思う。

○丸部長

今後のスケジュールとして、8月18日に総合教育会議を開催する予定であり、それまでに市長部局との最終確認を経て、総合教育会議において教育委員会としての考え方を示したい。その翌日、8月19日に議会の会派代表者会議があるため、そこで議会へ説明し、その後、地域の関係者に回答する予定です。

○山田委員

多寄の方々から具体的な施設の活用方法が示されているのか。学校施設については、今後、東高校の教育活動にも使われることになるので、地域だけで自由に使えるわけではない。

○泉山教育長

具体的な内容が示されているわけではない。ただ、地域コミュニティの中心として活用できないかなど、今後そうした意見が出てくる可能性はある。

○佐藤課長

現在も中学校側の教室を特別教室などとして小学校側が使用しているため、統廃合後に全てが空くわけではない。東高校がどこの範囲まで施設を使用するのかについても、現段階ではまだ確定していない。

○山田委員

8月18日の総合教育会議では、「これは教育委員会としての回答案です」と示した上で、市長部局と調整するという形でもよいのではないか。総合教育会議の時点で全て決まったように見えるのではなく、「現在調整中」として報道に情報提供する方法もあるのではないか。翌日の公表であれば、あらかじめ報道機関に解禁時間を伝えておく方法もある

○泉山教育長

その点も含めて調整する。総合教育会議での協議内容を踏まえ、報道機関への情報提供の時期や解禁時間についても検討する。それでは、この件についてはよろしいでしょうか。

(全員了承)

3 その他

◇都市教育委員会連絡協議会について

佐藤課長説明

集合・出発時間等について確認

◇部活動の地域展開について

佐藤課長説明

協議会で承認された「新たなアプローチ」について確認

◇当面する今後の日程について

丸部長説明

教育委員の運動会出席予定を確認

午後3時10分、会議の終了を宣した。

この会議は、会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

署 名 者

泉山浩幸

会議録調整者

佐藤寛之

